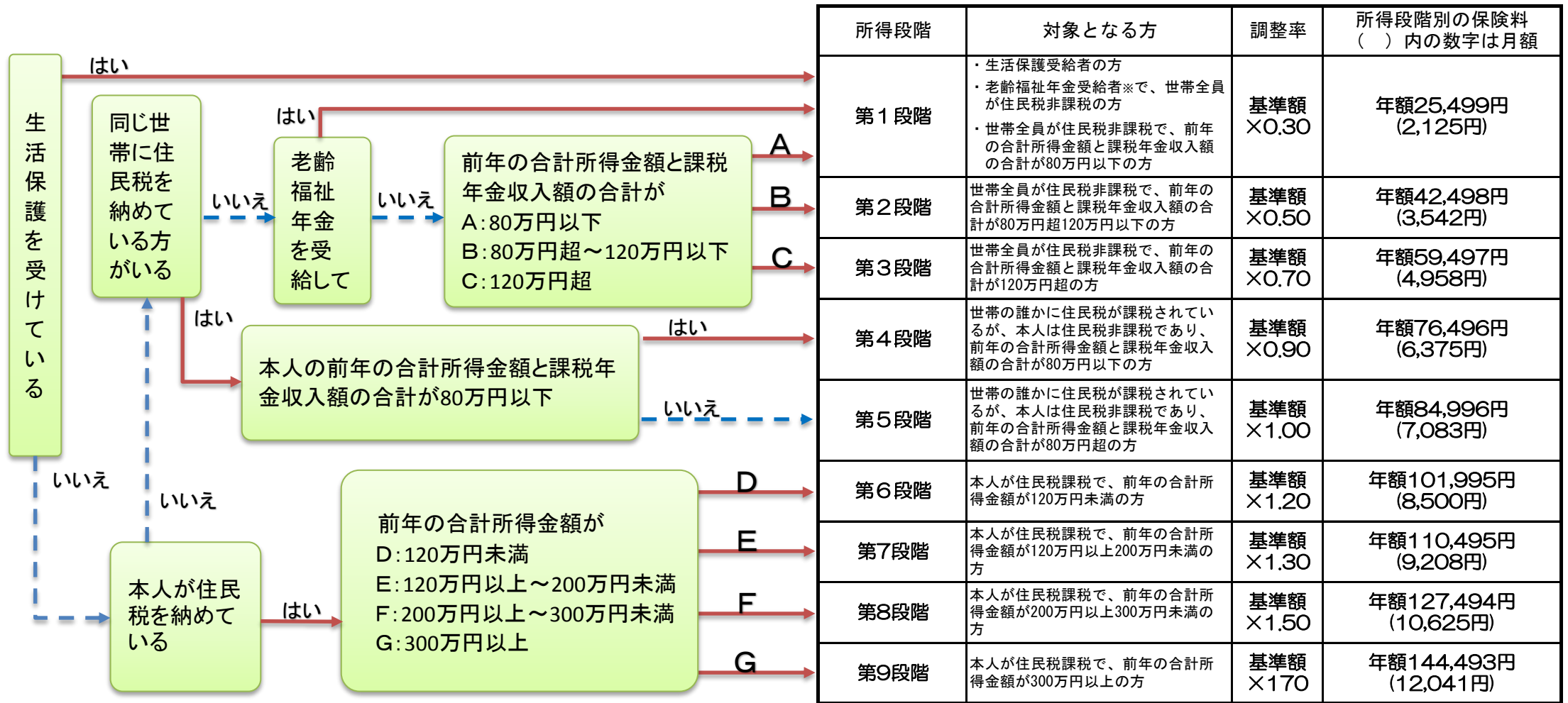


令和2年度 介護保険の保険料

65歳以上の方の介護保険料は、那賀町で介護サービスにかかる費用をまかなえるように算出された「基準額:月額7,083円」をもとに、前年の所得状況により決定されます。



※老齢福祉年金は明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

○保険料の納め方は、年金の受給額によって、年金からの天引きによる**特別徴収**と納付書又は口座振替による**普通徴収**の2通りに分かります。

○介護保険料を未納のままにしておくと、要介護認定を受けて介護サービスを利用するとき、自己負担割合が3割に引き上げられるとともに高額介護サービスも受けられなくなります。